

定 款

社会福祉法人本荘双葉会定款

1. 設立認可年月日 昭和41年 4月 1日
厚生大臣 鈴木善行 (第385号)
2. 一部変更認可年月日 昭和44年 2月10日
厚生大臣 斎藤昇 (第267号)
3. 一部変更認可年月日 昭和45年 7月 1日
厚生大臣 内田常雄 (第639号)
4. 一部変更認可年月日 昭和50年 7月17日
厚生大臣 田中正己 (第115号)
5. 一部変更認可年月日 昭和57年10月13日
厚生大臣 森下元晴 (第851号)
6. 一部変更認可年月日 昭和59年8月23日
厚生大臣 渡部恒三 (第645号)
7. 一部変更認可年月日 平成元年 8月9日
秋田県知事 佐々木喜久治 (第682号)
8. 一部変更認可年月日 平成6年12月9日
秋田県知事 佐々木喜久治 (第987号)
9. 一部変更認可年月日 平成7年11月30日
秋田県知事 佐々木喜久治 (第956号)
10. 一部変更認可年月日 平成10年12月25日
秋田県知事 寺田典城 (第2230号)
11. 一部変更認可年月日 平成15年 7月28日
秋田県知事 寺田典城 (第1735号)
12. 一部変更認可年月日 平成16年12月8日
秋田県知事 寺田典城 (第1594号)
13. 一部変更認可年月日 平成21年 7月10日
秋田県知事 佐竹敬久 (第283号)
14. 一部変更認可年月日 平成23年 2月22日
秋田県知事 佐竹敬久 (第1773号)
15. 一部変更認可年月日 平成25年11月12日
由利本荘市長 長谷部 誠 (第2008号)

16. 一部変更認可年月日 平成 26 年 2 月 10 日
由利本荘市長 長谷部 誠 (第 170 号)
17. 一部変更認可年月日 平成 27 年 9 月 24 日
由利本荘市長 長谷部 誠 (第 818 号)
18. 一部変更認可年月日 平成 29 年 3 月 28 日
由利本荘市長 長谷部 誠 (第 1824 号)

本荘双葉会定款

第 1 章 総 則

(目 的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫をすることにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

- (1) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 保育所の経営
 - (ロ) 放課後児童健全育成事業
 - (ハ) 延長保育事業
 - (ニ) 休日保育事業
 - (ホ) 一時預かり事業
 - (ヘ) 老人デイサービス事業の経営

(名 称)

第2条 この法人は、社会福祉法人本荘双葉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ効率的に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2. この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育てを支援するため、無料又は低額な料金で子育てサービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を秋田県由利本荘市大門 13 番地に置く。

第 2 章 評 議 員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

定 款

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

期間とする。

2. 評議員選任・解任委員会は、監事1名、職員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
3. 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の細則は、理事会において定める。
4. 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
5. 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員1名以上が出席し、かつ外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議委員会の終結までとし、再任を妨げない。

2. 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとすることができる。
3. 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員の報酬については、無報酬とし、費用弁償については、評議委員会において別に定める役員等の報酬等支給基準規程に従って算定した額を支給する。

第3章 評 議 員 会

(構 成)

第9条 評議委員会は、全ての評議員をもって構成する。

(議 長)

第10条 評議委員会に議長を置くこととし、その都度評議員の互選で定める。

(権 限)

定 款

第 11 条 評議委員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議委員会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 12 条 評議委員会は、定時評議委員会として毎年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招 集)

第 13 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2. 評議員は、理事長に対し、評議委員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議委員会の招集を請求することができる。

(決 議)

第 14 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2. 前項にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3. 理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 16 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4. 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができる者に限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の

定 款

意思表示したときは、評議委員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 15 条 評議員会の議事については、法令の定めたところにより、議事録を作成する。

2. 議長及び会議に出席した評議員のうちから選任された議事録署名 2 名は、前項の議事録に記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の数)

第 16 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理 事 6 名
 - (2) 監 事 2 名
2. 理事のうち 1 名を理事長とする。

(役員を選任)

第 17 条 理事及び監事は、評議委員会の決議によって選任する。

2. 理事長及び執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第 18 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2. 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
3. 理事長は、毎会計年度に 4 カ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 19 条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査結果報告書を作成する。

2. 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第 20 条 監事及び役員任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終年度のものに関する定時評議委員会の時までとし、再任を妨げない。

2. 理事又は監事は、第 16 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就するまで、なお

定 款

理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 21 条 理事及び監事が、次のいずれかに該当するときは、評議委員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬)

第 22 条 理事及び監事の報酬については、評議委員会において別に定める総額の範囲内で報酬等の支給基準に従って算定した額を支給することができる。

(職 員)

第 23 条 この法人に職員を置く。

2. この法人設置経営する施設の長及び他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は理事会において、選任及び解任する。
3. 施設長以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理 事 会

(構 成)

第 24 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権 限)

第 25 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び常務理事の選定及び解職

(招 集)

第 26 条 理事会は、理事長が招集する。

2. 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議 長)

第 27 条 理事会に議長を置くこととし、理事長がこれに当たる。

(決 議)

第 28 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

定 款

2. 前項にかかわらず、理事（当該事項について、議決に加わることのできる者に限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該事項に異議を述べたときは除く。）は、理事会の決議があつたものとみなす。

（議事録）

- 第 29 条** 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。
2. 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 6 章 資産及び会計

（資産の区分）

第 30 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産と運用財産の 2 種とする。

2. 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1)(イ) 秋田県由利本荘市 10 番地、11 番地、12 番地、13 番地、14 番地、15 番地所在の木造かわら・合メッキ鋼板ぶき 2 階建本荘保育園園舎 1 棟
（ 1 階 631.33 平方メートル、2 階 289.81 平方メートル ）
木造かわらぶき 2 階建園舎
（ 1 階 347.66 平方メートル、2 階 123.45 平方メートル ）
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建物置
（ 17.94 平方メートル ）
木造合金メッキ鋼板ぶき平家建物置
（ 49.68 平方メートル ）
合計（ 1,459.87 平方メートル ）
- (ロ) 秋田県由利本荘市御門 74 番地所在の鉄筋コンクリート造木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建風の子保育園園舎 1 棟（ 676.23 平方メートル ）
- (ハ) 秋田県由利本荘市御門 80 番地 1 所在の木造合金メッキ鋼板ぶき 2 階建（ 1 階 75.33 平方メートル、2 階 43.81 平方メートル ）
- (ニ) 秋田県由利本荘市八幡下 24 番地 1、27 番地 1、34 番地の 2、37 番地 1 所在の鉄筋コンクリート造コンクリート・陸屋根 2 階建ひかり保育園園舎 1 棟（ 599.89 平方メートル ）
- (ホ) 秋田県由利本荘市八幡下 24 番地 1 所在の木造合金メッキ鋼板葺 2 階建ひかり保育園園舎 1 棟
（ 1 階 161.51 平方メートル、2 階 68.36 平方メートル ）

定 款

- (2)(イ) 秋田県由利本荘市大門 13 番所在の本荘保育園敷地
(550.75 平方メートル)
 - (ロ) 秋田県由利本荘市大門 11 番所在の本荘保育園敷地
(112.84 平方メートル)
 - (ハ) 秋田県由利本荘市大門 12 番所在の本荘保育園敷地
(658.33 平方メートル)
 - (ニ) 秋田県由利本荘市大門 13 番所在の本荘保育園敷地
(260.98 平方メートル)
 - (ホ) 秋田県由利本荘市大門 14 番所在の本荘保育園敷地
(45.54 平方メートル)
 - (ヘ) 秋田県由利本荘市大門 15 番所在の本荘保育園敷地
(1,068.26 平方メートル)
 - (ト) 秋田県由利本荘市御門 74 番所在の風の子保育園敷地
(1,893.00 平方メートル)
 - (チ) 秋田県由利本荘市八幡下 24 番 1 所在のひかり保育園敷地
(654.68 平方メートル)
 - (リ) 秋田県由利本荘市赤沼下 355 番 1 所在の畑地
(13 平方メートル)
 - (ヌ) 秋田県由利本荘市八幡下 27 番 1、27 番 2、37 番 1、38 番 1、
38 番 2、39 番 1 所在の宅地
(1,090.48 平方メートル)
3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。
4. 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 31 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議委員会の承認を得て、由利本荘市長の承認を得なければならない。ただし、次の次号に掲げる場合には、由利本荘市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

定 款

(資産の管理)

- 第 32 条** この法人の資産は、理事会の定めによる方法により、理事長が管理する。
2. 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

- 第 33 条** この法人の事業計画書及び、収支予算書については、毎会計年度開始の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合にも、同様とする。
2. 前項の書類については、当該会計年度が終了するまでの間、事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

- 第 34 条** この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
 - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
2. 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議委員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他書類については、承認を受けなければならない。
 3. 第 1 項の書類のほか、次の書類を事務所に 5 年間据え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査結報告書
 - (2) 理事及び監事並びに評議員名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
 - (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

- 第 35 条** この法人の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日をもって終わる。

定 款

(会計処理の基準)

第 36 条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めにあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第 37 条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意がなければならない。

第 7 章 解 散

(解 散)

第 38 条 この法人は、社会福祉法第 46 条第 1 項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 39 条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議委員会の決議を得て社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

第 8 章 定款の変更

(定款の変更)

第 40 条 この定款を変更しようとするときは、理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、由利本荘市長の認可（社会福祉法第 45 条の 36 第 2 項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2. 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を由利本荘市長に届出なければならない。

第 9 章 広告の方法その他

(広告の方法)

第 41 条 この法人の広告は、社会福祉法人本荘双葉会の掲示板に掲示するとともに、官報又は新聞に掲載して行う。

(施行細則)

第 42 条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

定 款

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	伊 藤 準 蔵
理 事	奥 山 盛
〃	猪 股 レ イ
〃	佐々木 照 子
〃	豊 島 和 子
〃	浜 田 妙 子
監 事	嗟 峨 サ ダ

附 則

この定款は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。